

第 2 9 回 広 報 委 員 会

日本商品先物振興協会

日 時 平成20年10月24日（金） 14：00～

場 所 先物協会 会議室

議 題 1. 信頼性確保のための啓蒙活動について
2. 今年度下期の広報事業について
そ の 他

以 上

商品取引受託業の信頼性確保のための行動について

1. 商品先物市場の現状等

- (1) わが国の商品先物市場は、2003（平成15）年以降、出来高・取組高が激減し、市場の流動性は大きく低下している現状にある。行政を始めとして商品取引所・業界関係機関では、流動性回復に向けた種々の取組を検討・推進してきているが、その効果が現れたとはいえない状況にある。
- (2) すでに商品取引所においては国際標準に近づけた市場制度への変更や取引システムの改善に取り組んでいるものの、期待されている当業者や機関投資家等の市場参加は進んでいない。一方、委託取引の主流を占めてきた個人委託者の新規参入の大幅な落ち込みもあって、出来高の減少につながっている。
- (3) 信頼性確保に向けた業界の自主的な取組として、先物協会においては、振興策の推進には信頼性向上が不可欠であるとの認識に立ち、発足以来、累次にわたって、会員各社に対し、ルール遵守の徹底とその実効性の確保について経営者主導による取組を求め、社会に向けてはポスターや新聞での啓蒙広告等を通じてルール遵守の姿勢と取組を表明してきたところである。
- (4) 自主規制機関である日商協では、「商品取引トラブル解消アクションプログラム」及び「会員の役職員等に対する特別指導等プログラム」を策定・実施し、会員のコンプライアンス体制の強化を求めてきた。
- (5) 国民生活センターでの国内公設市場の取引と特定できる委託者トラブルが5年間で7割減少したことは、(3)(4)の業界の取組による一定の効果と考えられるものの、「依然として相当の水準」の件数にあるとの見方がある。

2. 具体的取組に向けた論点

1. を踏まえた上で、広報の観点から、信頼性確保のための取組・行動として何が求められているか。

(1) 商品先物取引に係る苦情やトラブルが「依然として相当な水準」にあることに加えて、業界に対する「根強い不信感」があるが、これをどう払拭していくか。

(2) この不信感の払拭なくして、広告宣伝等の流動性回復に向けた市場振興策は全く効果がないのではないか。

取引員の業界団体である先物振興協会が、まず、苦情・トラブルに係る取組姿勢を明らかにし、その具体的な施策について、自主規制機関である日商協に申入れ、施策を実行に移すことが必要ではないか。

(3) 日商協におけるトラブル解消と法令遵守指導への取組については、苦情等の件数の状況及び内容の変化、会員及び従業員の処分・指導の内容を開示し、透明化することにより、社会的評価がなされやすいようにすることが必要ではないか。

(4) 上記(2)及び(3)の業界の自助努力・自主規制の取組を行なうことについて、業界の(不退転の)決意を示すことが求められているのではないか。

以 上

下期の広報事業の具体的取組について（案）

1. インターネットによる啓蒙

（1）「商品さきもの知識普及委員会」ホームページの公開

商品先物取引の初心者・未経験者を主たる対象に、商品先物取引の利用に係る知識、取引の面白さなどをわかりやすく解説したホームページを公開する。

（2）「投資家応援ナビ」のコンテンツの更新

「先輩投資家の声」に新たに2人を掲載（9月までに3人目の前編まで5本を掲載）。

2. 投資家向け啓蒙セミナーの開催

取引所の協力を仰ぎ、世界経済の動きや国際商品等の価格動向などについて商品市場分析の専門家による投資家向けセミナーを開催する。（大阪地区での開催を予定）

3. メディアへのPR活動

広く社会一般に対する訴求力をもつ新聞社・雑誌社等の各種メディアに商品先物取引の正しい理解と認識を醸成するため、各メディアを訪問し、商品先物取引の有用性、業界の現状等を説明し、情報交換を行う。

当面、投資雑誌関係の編集記者、大手新聞社の経済部・社会部記者等の訪問を予定する。

4. その他の継続的事業

（1）協会ホームページにおける業界トピックの配信（先物協会速報）及び各種情報の充実

（2）商品先物取引特集紙面への協賛

（3）日経CNBC「デリバティブ・マーケット」の番組提供

（4）「はじめての商品先物取引」「商品先物取引と税金」の資料請求者への配付

（5）大学就職部と業界関係者（人事部会）との懇談会への助成

（6）業界記者クラブ記者懇談会の開催（12月4日予定）

以上